

## 【刑 法】

### 問 題

暴力団員の甲は乙に現金 10 万円を貸したが、返済期限が過ぎて 10 日経ったにもかかわらず、乙は何の連絡もなしに 10 万円を返済しなかった。甲は、乙に何回も電話をかけたが乙が電話に応答しないことから、予告なく深夜に乙宅に赴き、乙に対して 10 万円の返済を求めたが、乙は、「返したいのは山々だが、今は金がない。」と答えるのみであった。乙の態度に業を煮やした甲は、「さっさと返さないと、お前の家族が痛い目を見ることになるぞ。盗みでも何でもいいから、3 日以内に金を用意して俺のところに持ってこい。」と怒号を発した。これに畏怖した乙は、「分かりました。盗みでも何でもして、必ず 3 日以内に返します。」と答えたところ、甲は、「ちゃんと聞いたぞ。何が何でも返せよ。」と乙に申し向けて、乙宅を立ち去った。

翌日、乙は何とかして返済のための金銭を用意するため、公園で置き引きを行うことにし、娘の A (12 歳) を連れて、B 公園に赴いた。乙は、B 公園のベンチの椅子に座っていた C (56 歳、女性) の足元にハンドバッグが落ちていることに気づいた。乙は、C に気づかれずに上記ハンドバッグを持ち去ろうと決意したが、公園内には他の人もおり、明らかに女性用のハンドバッグを男性である自分が持ち去れば、怪しまれるのではないかと考えた。そこで、乙は、A に対して、「あのバッグを取ってきてくれ。」と頼んだ。A は「知らないお婆さんのだよ。」と躊躇したが、乙が、「後で欲しいものをなんでも買ってあげるから。」と言ったため、A は、欲しいものを買ってもらえることに魅力を感じて乙の頼みを引き受けることにした。A は、C の背後から近づき、C の隙を見てハンドバッグを取り去って、乙に手渡した。しかし、実はそのハンドバッグは C のものではなく、数時間前にそのベンチに座っていた D の忘れ物であった (乙も A もそのことを知らなかった。)

甲及び乙の罪責について論じなさい (特別法違反の点を除く。)